

豊島区路上障害物による通行の障害の防止に関する条例を公布する。

平成29年7月13日

豊島区長 高 野 之 夫

豊島区条例第36号

豊島区路上障害物による通行の障害の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上障害物による通行の障害を防止するため、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、その防止について必要な事項を定め、もって公共の場所において全ての人が安全かつ安心な通行空間を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、区有通路、駅前広場その他規則で定める場所をいう。
- (2) 路上障害物 公共の場所において、みだりに路上の通行を妨害するように設置又は放置された立て看板、商品陳列台その他の工作物であつて、容易に移動させることができる状態のものをいう。
- (3) 区民等 豊島区の区域内（以下「区内」という。）に居住又は滞在する者及び区内において事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、区の区域を管轄する警察署（以下「警

察署」という。)その他の関係行政機関及び地域団体(区内に存する町会、自治会、商店会その他の地域活動を行う団体をいう。)との緊密な連携を図りつつ、次の各号に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(1) 路上における安全かつ安心な通行空間の確保の推進に関する意識の啓発に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項
(区民等の責務)

第4条 区民等は、路上障害物を設置又は放置しないよう努めるとともに、区の施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(指導等)

第5条 区長は、路上障害物を発見したときは、当該路上障害物を設置又は放置した者に対し、これを除去するよう指導することができる。

2 前項の規定により指導を受けた者は、自らが法人又は個人の代理人、使用人その他の従業者である場合は、速やかにその指導の内容を、法人の代表者又は法人若しくは個人(以下「代表者等」という。)に報告するものとする。

3 区長は、第1項の規定により指導したときは、その代表者等に対し、規則で定めるところにより、当該路上障害物を設置又は放置しない旨並びに更に設置又は放置したときは第10条第1項及び第11条第2項に規定する措置に同意する旨の書面を提出するよう求めることができる。

(勧告)

第6条 区長は、前条第1項に規定する指導を受けた者が更に当該路上障害物を設置し、又は放置していると認めるときは、その代表者等に対し、直ちにこれを除去す

るよう勧告することができる。

(公表)

第7条 区長は、前条に規定する勧告を受けた者が、当該勧告に従わず、かつ、その態度が著しく不誠実であると認められるときは、当該勧告の内容その他規則に定める事項を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第8条 区長は、前条に規定する公表をしようとするときは、第6条に規定する勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与え、その意見を聴かなければならない。

(店舗場所提供者への通知)

第9条 区長は、第7条の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供する場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができる。

(除去及び保管)

第10条 区長は、第6条の規定により勧告を行ったにもかかわらず、第5条第3項に規定する書面に係る路上障害物が除去されていない状態にあると認められるときは、これを除去し、保管の措置を採ることができる。

2 区長は、前項及び第11条第2項の規定による措置を行うには、あらかじめ第6条に規定する勧告を受けた者から同意を得ていなければならない。

(保管した路上障害物の返還又は廃棄)

第11条 区長は、前条の規定により路上障害物を保管したときは、その代表者等に対し当該路上障害物を返還するため、規則で定めるところにより通知するものとす

る。

2 区長は、前項に規定する通知を発した日から起算して1月を経過してもなお当該路上障害物の引取りがないときは、当該路上障害物を廃棄することができる。

(関係機関への要請)

第12条 区長は、この条例の目的を達成するため、警察署その他の関係行政機関に協力を要請することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。